

福祉と司法の連携協働により  
地域共生社会の実現を  
目指します

岡山県

# 地域生活 定着支援センター

社会福祉法人  
岡山県社会福祉協議会

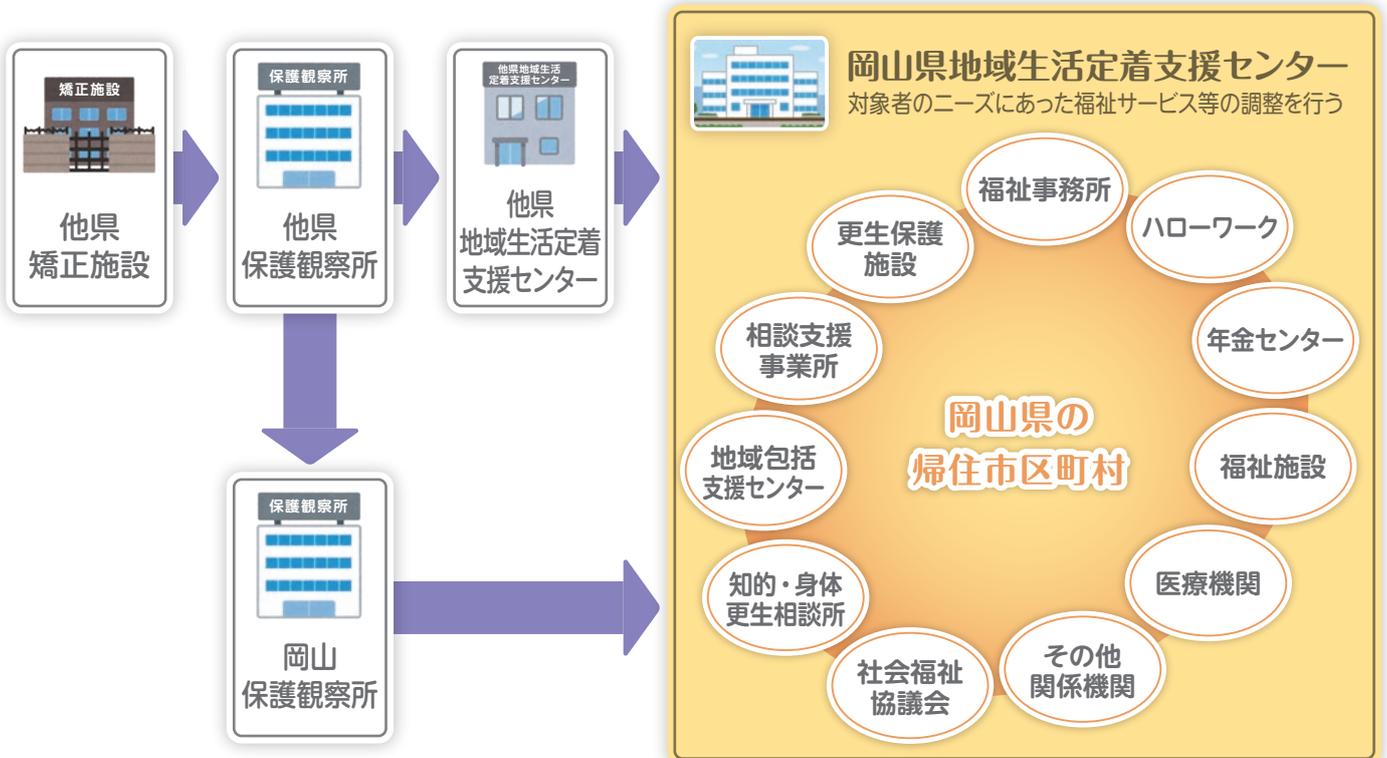
## 地域生活定着支援センターとは

矯正施設（刑務所・少年院）を出所する、高齢または障害を有するため福祉的な支援を必要とされる方の支援を、保護観察所や地域の福祉・医療・保健機関等と協働しながら行う機関として、各都道府県に設置されたセンターです。

出所後、地域での生活を進めていくために必要な福祉サービスが受けられるよう調整を行い、安定した生活が送れるよう支援します。

なお、当センターは、（社福）岡山県社会福祉協議会が岡山県からの委託を受けて運営しています。

## 県外の矯正施設から岡山県に帰る場合



## 定着支援センターの主な業務内容

### コーディネート

保護観察所から依頼のあった矯正施設等退所予定者に対して、福祉サービス等に係るニーズの確認を行い、受入施設の調整または福祉サービスの申請支援を行います。

### フォローアップ

コーディネート対象者に対して矯正施設等から出所(出院)した後、社会福祉施設等を利用している者に対して、必要な助言を行います。

### 被疑者等支援

保護観察所からの依頼に基づき、刑事収容施設に身体を拘束されている被疑者等を対象として、福祉サービス等に係るニーズの確認を行い利用調整を行います。また、釈放後、必要な援助等を継続的にを行います。

### 相談支援

本人またはその関係者からの相談に応じて、助言その他必要な支援を行います。

### 啓発活動

ソーシャルインクルージョンの実現に向け、研修や会議等を開催し周知・啓発活動を行います。

### ネットワーク構築

各業務を円滑かつ効果的に実施するため、関係機関との連携・協働に努めます。

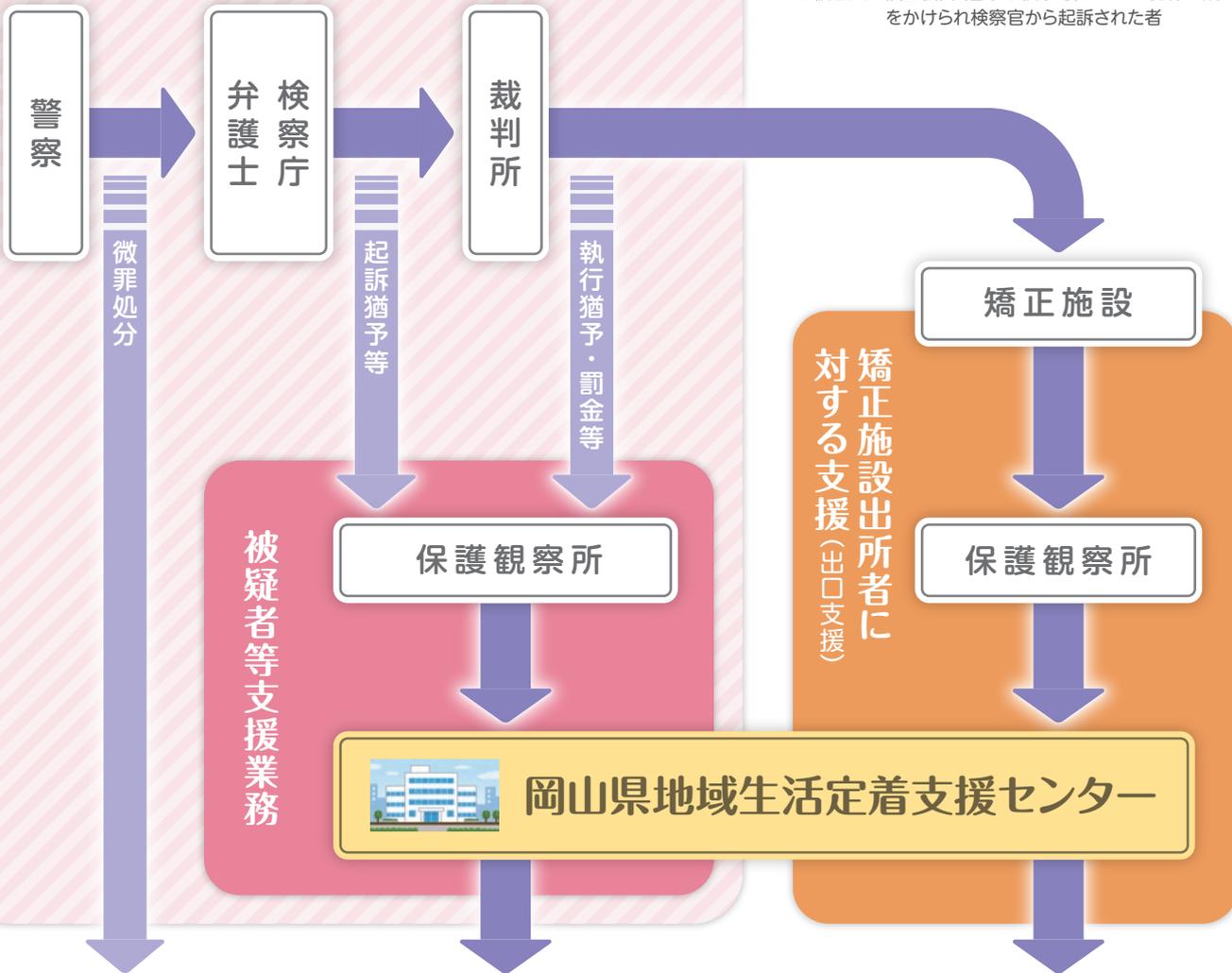


## 支援の流れ

### 被疑者<sup>※1</sup>・被告人<sup>※2</sup>段階における支援(入口支援)

※1 被疑者…捜査機関から犯罪の疑いをかけられ捜査対象となり、まだ起訴されていない者

※2 被告人…捜査機関(警察や検察等)によって犯罪の疑いをかけられ検察官から起訴された者



### 被疑者・被告人段階における支援(入口支援)とは

被疑者・被告人段階といった刑事司法の入口段階における福祉的支援のこと。入口支援では、まず、福祉サービスの見立てや支援計画作成等を行う。

#### 支援の対象者

保護観察所からの依頼により、刑事収容施設に身体を拘束されている被疑者・被告人等のうち福祉的支援が必要な可能性がある方

### 矯正施設出所者に対する支援(出口支援)とは

矯正施設入所中から関わり、出所後、社会で自立生活を送るための福祉的支援のこと。

#### 支援の対象者

保護観察所または他県地域生活定着支援センターからの依頼により、矯正施設等出所予定の高齢者(概ね65歳以上)または障害(身体・知的・精神)があり、福祉サービスを受けることが必要で出所後の自立生活に支援が必要な方

超高齢社会により犯罪者の高齢化も進んでいます。また触法高齢者・障害者のなかには、地域での暮らしにおいて、福祉的支援にうまく繋がらなかったがゆえに、再び罪を犯してしまう方が一定数いることも指摘されています。

国では、「再犯防止に向けた総合対策」として、そうした方々に対して、刑務所内での福祉的な処遇を図るとともに、刑務所を出所した後や刑務所に入る前に執行猶予等となった触法高齢者・障害者の支援の取り組みを進めています。

しかし、刑務所入所中の処遇と地域社会での円滑な支援連携には問題も多くあり、福祉と司法との連携協働による一貫性のある社会復帰の支援体制の確立が課題となっていました。

こうした課題を解決するための対策として、**地域生活定着支援センター**が設置されました。**地域生活定着支援センター**は、福祉と司法の連携協働を促進し、触法高齢者・障害者への切れ目ない支援を行います。そして、刑余者の方々の地域での再出発を支えるなかで、誰をも排除せず、共に安心して暮らせる、地域共生社会の実現を目指していきます。



## センターの基本方針

1. 対象者に対しては、常に懇切で誠意ある態度で接するよう心がけ、その意思や主体性を最大限に尊重します。
2. 対象者に対する支援は、本人の心身の状況、過去に受けた福祉サービス等の内容、本人の福祉的ニーズ、活用できる社会資源の状況等を十分に踏まえて行います。また、継続的・計画的に適切な福祉サービス等の利用が行われるよう配慮します。
3. 対象者及びその関係者のプライバシーの保持に十分配慮するとともに、業務上知り得た個人情報を紛失し、又は業務に必要な範囲を超えて他に漏らすことのないよう、万全の注意を払います。
4. 業務の遂行にあたっては、常に公正・中立的な姿勢を保つことを心がけます。



社会福祉法人 岡山県社会福祉協議会

## 岡山県地域生活定着支援センター

### 所在地

〒700-0807 岡山市北区南方2丁目13-1  
総合福祉・ボランティア・NPO会館（きらめきプラザ）3階

### 連絡先

TEL：086-226-2840 FAX：086-226-3557  
E-mail：teichaku@fukushiokayama.or.jp

### 開所

月曜日から金曜日 8:30～17:15  
※ただし、国民の祝日（休日含む）及び12月29日から翌年の1月3日までを除く。